

滋賀県遊泳用プール条例施行規則の一部改正のお知らせ

平成20年2月1日に遊泳用プールにおける設備基準および維持管理基準の一部が改正になり、平成20年5月1日から施行されます。

改正の趣旨

平成18年7月に埼玉県ふじみ野市で発生したプールでの死亡事故を受けて、平成19年3月に文部科学省および国土交通省において「プールの安全標準指針」が策定され、これに伴い、平成19年5月に厚生労働省において「遊泳用プールの衛生基準」が改訂されました。

このため、滋賀県では「滋賀県遊泳用プール条例施行規則」の設備基準、水質基準および維持管理基準が改正しました。

改正の概要

1 施設基準関係（別表第1関係）

- (1) オーバーフロー水を再利用する場合の浄化設備の基準を追加しました。
- (2) プールにおいて「吸込み」の可能性のある取水口すべてに吸込み防止対策を講じることとし、「吸込み」の可能性がない取水口についてはこの基準は適用しないこととしました。
- (3) 吐出口についても吸込み防止対策を行う基準を追加しました。

なお、オーバーフロー水を再利用する場合の設備基準と、吐出口の吸込み防止対策の適用は、平成21年5月1日からです。

2 水質基準関係（別表第2関係）

- (1) 水質基準の「大腸菌群」を「大腸菌」に改めました。

3 維持管理基準関係（第6条および別表第2関係）

- (1) 管理日誌の保存期間は、3年以上としました。
- (2) 水温は、遊泳に適した温度に管理することとしました。
- (3) 気泡浴槽および採暖槽の管理について、1年に1回以上レジオネラ属菌の検査を行い、検出されないことを確認することとしました。
- (4) 救護員を設置することとしました。
- (5) 適切かつ円滑な安全管理を行うためのマニュアルを作成することとし、従事者に対する教育および訓練の基準を設けました。
- (6) 遊泳者に対する危険等の発生を周知する手段を確保することとしました。
- (7) 利用者数を把握することとし、安全または衛生に支障が生じるおそれがある場合は必要な措置をとることとしました。
- (8) 消毒薬の管理は、他の薬剤と混和しないように管理することとしました。
- (9) 検査用試薬および測定機器は、経時変化や温度による影響を考慮して適切に管理することとしました。

施設管理上、ご注意いただきたいこと

1 施設基準関係

- (1) 消毒剤等は、施錠できるところで保管するよう努めて下さい。
- (2) 緊急時に直ちに対応できるよう救命具、救急医薬品等を備えていただき、併せて、AED(自動体外式除細動器)などの救急医療設備等を配備するよう努めてください。
- (3) 利用者に対する危険発生等を周知するため、放送設備を設けるよう努めてください。
- (4) 遊泳用プールの利用上の注意事項として、従来の掲示内容に加えて、排水口(取水口)等の位置も表示するようにしてください。

2 水質基準関係

- (1) プール水の水質検査は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に定める検査方法もしくは上水試験法(日本水道協会編)またはこれと同等以上の精度を有する方法で実施してください。

3 維持管理基準

- (1) プール水の温度は、原則として22℃以上とするよう努めてください。
- (2) 気泡浴槽および採暖槽の設備の管理については、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」(平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)等を参考にしてください。
- (3) 救急救護にあたる救護員は、医師、看護師および救命救急士等の資格を有する者のほか、公的な機関または公益法人等が開催する実地訓練を伴う次の講習等を受講した者としてください。
 - ・ 消防署が開催する救命講習
 - ・ 日本赤十字社各都道府県支部が開催する救急法講習
 - ・ 日本ライフセービング協会が開催する蘇生法講習会
 - ・ その他これらと同等と認められる救命講習
- (4) 救護員の届出は、現在開設している場合は平成20年5月1日までに、休止中の場合は再開届とともに、別記様式にて保健所長あて届け出てください。
- (5) 貯水槽等の設備の随時点検整備は、日常点検の他、随時点検整備として貯水槽の吸込み防止構造等が常に安全が確保されるよう、1年に1回以上水を抜いた状態で点検を行ように努めてください。
- (6) 事故防止の対策、緊急時の措置その他安全管理に関する必要な事項を記載した書類には、次の項目等を記載するように努めてください。
 - ・ プールの構造および維持管理方法
 - ・ プール施設内での事故防止対策
 - ・ 事故発生等緊急時の措置と救護
 - ・ 救急連絡体制
 - ・ 緊急事態の発生を想定した実地訓練
- (7) その他施設管理等は、次の資料等を参考にしてください。
 - ・ プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省平成19年3月29日策定)
 - ・ 「遊泳プールの安全・衛生管理の開設」
((財)日本体育施設協会他編集(株)体育施設出版発行)